

## 平成28年度第1回射水市生活支援・介護予防サービス推進協議会

日時：8月23日（火）午後2時

場所：新湊消防署 3階大ホール

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 委員紹介

#### 3 報 告

第1層生活支援コーディネーターの配置について

#### 4 議 事

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業について

(2) 現行型サービス・緩和型サービスA基準（素案）について

(3) 生活支援体制整備事業について

(4) 総合事業の啓発事業等について

(5) 今後のスケジュール（案）について

#### 5 閉 会

## 射水市生活支援・介護予防サービス推進協議会委員名簿

区分	団体名	役職	委員名
高齢者福祉に関し 識見を有する者	射水市社会福祉協議会	副会長	門田 晋
	射水市老人クラブ連合会	会長	若林 忠雄
	富山福祉短期大学	社会福祉学科介護福祉専攻専攻長・准教授	宮嶋 潔
地域における連携 及び支援体制の関 係者	射水市地域振興会連合会	常任理事	大門 保之
	射水市民生委員児童委員協議会	会長	盛光 文雄
	射水市シルバー人材センター	総務係長	向 剛
	射水市ボランティア連絡協議会	副会長	森永 幸子
介護サービス提供 事業者	社会福祉法人 小杉福祉会	特別養護老人ホーム エスポワールこすぎ 施設長	松浦 佳紀
	社会福祉法人 射水万葉会	在宅介護事業部 在宅介護ケア室長	森田 洋子
民間企業関係者	射水商工会議所	事務局長	砂原 良重
	射水市商工会	事務局長	小林 誠
地域包括支援セン ターの代表者	大門・大島地域包括支援センター	センター長	田中 寿和

協議会 会長	宮嶋 潔
協議会 副会長	門田 晋

## 介護予防・日常生活支援総合事業について

### 1 事業趣旨

団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進していかなくてはならない。

このため『介護予防・日常生活支援総合事業』（以下、「総合事業」という）及び『生活支援体制整備事業』に取り組み、地域の支え合い体制の整備を図るとともに、地域包括ケアシステムの基盤づくりを行っていく。

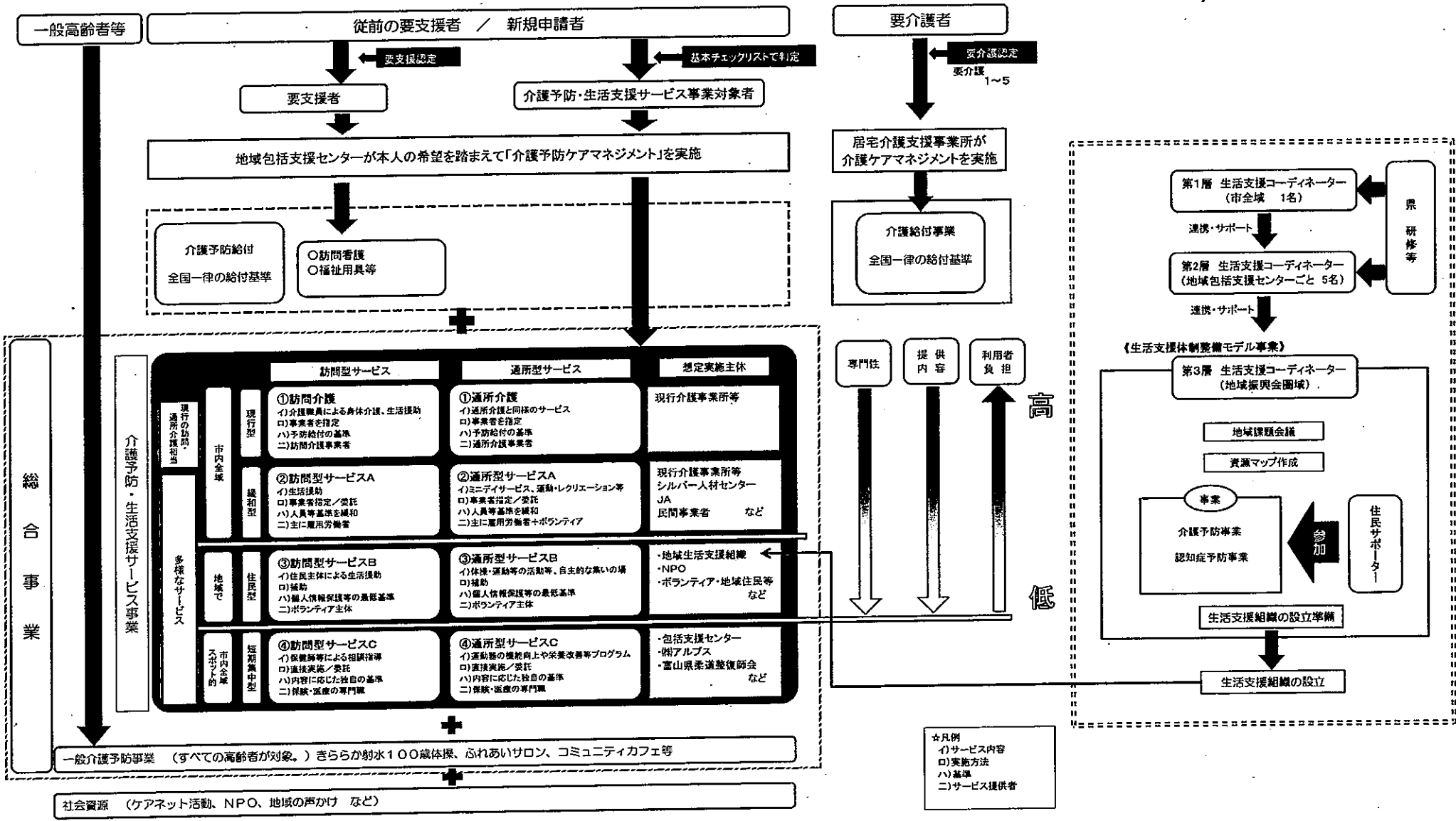
### 2 事業概要

総合事業は、介護保険法の改正（第6期介護保険事業計画期間中（平成29年4月まで）に全ての保険者で事業を順次開始することとなっている）により、全国一律の基準により提供されてきた『介護予防訪問介護』、『介護予防通所介護』を既存の介護事業所や地域の多様な担い手（NPO、ボランティア、地域住民など）が提供するサービスに平成37年までに段階的に移行させ、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を推進していくもの。（財源構成は現行給付と同じ：国25%・県12.5%・市12.5%・1号保険料22%・2号保険料28%）

今年度中に、その対象者、訪問・通所それぞれのサービス内容や報酬について、独自の基準を定めて、平成29年4月から順次実施していく。

#### 資料

- 総合事業実施イメージ



## 現行型サービス・緩和型サービスA基準（素案）について

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が総合事業に移行したことで、現在提供しているサービスと同様のサービスを提供するかどうかは市が判断することとなったが、現在のサービスを継続して利用したい要支援者のニーズに対応するため、現行と同様のサービス水準で提供される訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスを実施する。また、多様なサービスの提供を推進するため、指定事業者から提供される緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA、通所型サービスA）を行う。

指定事業者によるサービスの利用者負担については、現在と同様、事業費の1割（一定以上所得者は2割）とする（事業費の9割（一定以上所得者は8割）については、市から事業者へ支払い）。

### （1）現行型・緩和型サービスの内容

#### ①現行と同様の基準で行うサービス（訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス）

##### ○対象者

専門性が求められる方等、現在提供されているサービスと同様のサービスが必要な方

##### ○サービス内容

現行の訪問介護、通所介護と同様

##### ○人員・設備・運営等基準

現行の訪問介護、通所介護と同様

##### ○サービス事業費

これまでの月額上限設定に加え、利用実績に応じた1回当たり単価も設定。なお設定額は国が示す上限単価を用いる。

（例）要支援1認定者の場合

現行（介護予防通所介護）：16,470円/月（月1回利用でも月4回利用でも同じ）

→移行後（通所型現行相当サービス）：3,780円/回（月1回利用の場合は

3,780円、月4回利用の場合は3,780円×4回＝15,120円）

※月5回以上利用の場合は現行の介護予防通所介護と同様（16,470円）となる。

#### ②現行の基準を緩和したサービス（訪問型サービスA、通所型サービスA）

##### ○対象者

現行と同様のサービスまでは必要ないが、事業所が提供するサービスが必要な方

##### ○サービス内容

現行の訪問介護、通所介護よりも簡易なもの

（例）・訪問介護相当サービス：身体介護及び生活援助を提供（現行の介護予防訪問介護と同様）

・訪問型サービスA：生活援助のみを提供

##### ○人員・設備・運営等基準

簡易なサービス内容となるため、従事者の資格要件や人員配置基準を緩和

##### ○サービス事業費

1回当たり単価を設定するとともに、現行よりも従事者の資格要件や人員配置基準を緩和した分（人件費相当分）を反映させ、現在の予防介護報酬の8割程度で単価を設定

## 生活支援体制整備事業について

### 1 概要

射水市では、「笑顔あふれる健やかでいきいきとしたまち 射水」の実現に向け、従来の介護事業所等に加えて、地域の多様な主体が地域の実情に応じて生活支援サービスを提供する、地域の支え合い体制を構築していくこととしている。

この地域での支え合い体制づくりの支援のため、市内5つの地域包括支援センターに第2層生活支援コーディネーターを配置し、第2層協議体を設置していく。

また、各地区（地域振興会単位）では、地域包括支援センター圏域ごとに2か所のモデル地区（市内10カ所）を設定し、地域課題会議の開催、資源マップの作成などを実施し、地域の課題や資源の整理を行い、第3層生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービス提供団体となる生活支援組織準備会を順次設置していく。

また、地域でサービスを担う住民サポーターについては、講演会や養成研修等を実施し、広く市民に対して啓発や養成を行いながら事業への参加を促していく。

### 2 事業内容

#### (1) 第2層について（地域包括支援センター圏域 市内5カ所）

##### ①第2層生活支援コーディネーター

- ・平成28年10月～各地域包括支援センター内に配置予定  
4月に各地域包括運営法人に依頼。おおむね内定済

##### ②協議体

- ・平成28年10月～順次設置予定
- ・構成メンバー：地域振興会代表、圏域内スーパー、交通事業者、介護事業者など

#### (2) 第3層について（地域振興会圏域 モデル地区10カ所）

##### ①第3層生活支援コーディネーター

- ・平成28年10月～順次配置予定
- ・各地域で選任

##### ②第3層生活支援コーディネーター研修

・研修内容：総合事業について、コーディネーターの機能と役割、高齢者の生活支援ニーズと生活支援サービスについて等

・実施時期：平成29年3月頃

③生活支援組織準備会

・平成28年10月～順次設置予定

・構成メンバー：地域振興会、地区社協、老人クラブ、民生児童委員、ボランティア団体、地域の事業者など

④実施事業

○地域課題会議

○資源マップづくり

○介護予防事業

○認知症予防事業 など

事業実施イメージ図

(3) 住民サポーターの養成

①住民サポーター講演会

◇内容

広く市民に対して総合事業に関する講演会を開催し、総合事業に対する啓発を行うと共に、地域で実際にサービスを担うボランティア（住民サポーター）への参加を促すもの。

◇実施時期：平成28年12月頃

◇講師：さわやか福祉財団を予定

②住民サポーター研修

◇内容

地域で実際にサービスを担うボランティア（住民サポーター）や緩和型サービス提供者に対して、サービス提供に係る知識、技能等の研修を行うもの。

◇実施時期：平成29年2月頃

◇研修内容：高齢者の現状、総合事業について、サービス提供時の基準について、ボランティアの活動内容について等。2日間で11講座を想定。

3 地域振興会への事業説明について

介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業について市内の27地域振興会に対し、制度理解と事業実施への協力を求めて事業説明を行った。

- (1) 実施日程
- (2) 意見等まとめ
- (3) 説明資料



## 日程表

連番	地域振興会名	日時
1	金山地域振興会	5月28日(土)
2	南太閤山地域振興会	7月2日(土)
3	庄西地域振興会	7月5日(火)
4	放生津地域振興会	7月6日(水)
5	大島地域振興会	7月7日(木)
6	新湊地域振興会	7月9日(土)
7	戸破地域振興会	7月14日(木)
8	黒河地域振興会	7月15日(金)
9	池多地域振興会	7月19日(火)
10	片口地域振興会	7月19日(火)
11	浅井報徳地域振興会	7月19日(火)
12	ふたくち地域振興会	7月20日(水)
13	塚原地域振興会	7月21日(木)
14	櫛田地域振興会	7月21日(木)
15	下地区まちづくり地域振興会	7月22日(金)
16	堀岡地域振興会	7月22日(金)
17	橋下条地域振興会	7月23日(土)
18	七美地域振興会	7月24日(日)
19	大門地域振興会	7月25日(月)
20	海老江地域振興会	7月26日(火)
21	三ヶ地域振興会	7月26日(火)
22	本江地域振興会	7月28日(木)
23	中太閤山まちづくり地域振興会	7月28日(木)
24	作道地域振興会	7月29日(金)
25	大江地域振興会	8月20日(土)
26	水戸田地域振興会	8月27日(土)
27	太閤山地域振興会	9月24日(土)

## 総合事業の啓発事業について

介護予防・日常生活支援総合事業について、広く市民に知っていただき、事業に積極的に参加していただけるよう啓発事業に取り組む。

### 1 事業周知

#### (1) 啓発パンフレットの作成

##### ◇内容

総合事業についての制度説明や手続きの流れ等について周知するパンフレットを作成し、事業の周知を行う。

◇実施時期：平成29年2月頃

#### (2) 要支援1，2認定者への個別周知

##### ◇内容

現在、要支援認定を受けている人に対し、更新勧奨通知発送時に制度内容、手続き等について案内を行う。

◇実施時期：平成29年2月更新勧奨時から

#### (3) 市広報等による周知

◇実施時期：平成29年2月頃

#### (4) ケーブルテレビ

◇実施時期：平成29年2月頃

#### (5) 市ホームページへの掲載

◇実施時期：随時（総合事業に関する情報更新時）

# 今後のスケジュール(案)について

- 決定
- 検討案提示

番号	項目	平成28年												平成29年	平成30年	平成37年		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
総合事業	1 調査・準備	←→																
	2 サービス提供基準					○	○	○	○	○	○	○						
	3 事業者指定基準					○	○	○	○	○	○	○						
	4 サービス単価					○	○	○	○	○	○	○						
	5 チェックリスト	←→	←→	←→	←→	●												
	6 ケアプラン様式	←→	←→	←→	←→	●												
	7 利用者負担					○	○	○	○	○	○	○						
	8 給付管理												○	○	○	○	○	○
	9 国保連との調整																	
	10 生活支援・介護予防サービス推進協議会(基準等決定等)						●											
	11 規則等法令整備																	
	12 事業者アンケート																	
	13 事業者への説明																	
	14 事業者の指定																	
	15 現行対象者への制度改正通知																	
	16 啓発パンフレット等広報																	
生活支援体制整備	17 地域資源の洗い出し・確認	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	
	18 サービス基準等の設定					○	○	○	○	○	○	○						
	19 生活支援サービス創設への働きかけ																	
	20 地域振興会・地区社協等幹部への研修会																	
	21 地域振興会・地区社協等への説明会	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
	22 生活支援コーディネーターの配置																	
	23 第1層 市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	24 第2層 各地域包括																	
	25 第3層 先行10地域振興会																	
	26 支え合いネットワークモデル事業																	
	27 生活支援組織設立準備																	
	28 生活支援組織の設立																	
	29 先行10地区地域振興会																	
	30 各地域振興会																	

総合事業開始

現行予防給付者の  
切り替え完了新総合事業へ

包括ケアシステム完成

先行10地域振興会で生活支援組織発足

各地域振興会で生活支援組織順次発足

スケジュール表

実施月	生活支援体制整備事業	事業所対応
8月	モデル地区選考（～10月） 介護居宅へ総合事業の説明（包括ごと地域包括会議で）	サービス提供基準検討案提示 事業所指定基準検討案提示 サービス単価検討案提示 利用者負担額等検討案提示
9月	第2層生活支援コーディネーター推薦、決定	事業者へ説明
10月	第2層生活支援コーディネーター配置 生活支援体制整備モデル事業実施（10地区） 地域課題会議・資源マップ作成（～12月） 第3層コーディネーター選任（～3月） 第3回射水市生活支援・介護予防サービス推進協議会	サービス提供基準決定 事業所指定基準決定 サービス単価決定 利用者負担額等決定 事業者募集・決定（～3月）
12月	法令・要綱等整備 住民サポーター講演会	
1月	生活支援サービス実施主体形成（～3月） 実施活動等の検討	現行対象者へ制度周知（2月～）
2月	住民サポーター研修	
3月	生活支援組織結成 第3層コーディネーター研修	